開 会 午前10時00分

○議長(小松則明君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和5年12 月大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(小松則明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大槌町議会会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。6番、佐々木慶一君及び7番、澤山美恵子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(小松則明君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月14日までの7日間としたいと 思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月14日までの 7日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告及び行政報告

○議長(小松則明君) 日程第3、諸般の報告及び行政報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議会閉会中における動向につきましては、その概要を取りまとめ、お手元に配付して おりますので御覧願います。

次に、本日までに受理した請願はございません。

陳情等につきましては、お手元に配付の資料のとおりですので報告をいたします。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

続いて、釜石大槌地区行政事務組合議会、岩手沿岸南部広域環境組合議会、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告については、お手元に配付しております概要報告のとおりですので、御覧願います。

次に、行政報告を行います。町長、御登壇願います。町長。

______ O ____

○町長(平野公三君) 〔報告書のとおり〕

日程第	4	報告第14号	損害賠償額の専決処分の報告について
日程第	5	議案第67号	大槌町空家等対策の推進に関する条例の制定について
日程第	6	議案第68号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
			について
日程第	7	議案第69号	大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改
			正する条例について
日程第	8	議案第70号	町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改
			正する条例について
日程第	9	議案第71号	大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部
			を改正する条例について
日程第1	0	議案第72号	大槌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を
			改正する条例について
日程第1	1	議案第73号	大槌町新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対
			処するための特殊勤務手当の支給に関する条例を廃止す
			る条例について
日程第1	2	議案第74号	大槌町課室設置条例の一部を改正する条例について
日程第1	3	議案第75号	大槌町町税条例の一部を改正する条例について
日程第1	4	議案第76号	大槌町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第1	5	議案第77号	大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並び
			に特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を
			定める条例の一部を改正する条例について
日程第1	6	議案第78号	大槌町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例につ
			いて
日程第1	7	議案第79号	大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例を
			廃止する条例について
日程第1	8	議案第80号	財産の処分について
日程第1	9	議案第81号	令和5年度大槌町一般会計補正予算(第7号)を定める

ことについて

日程第20 議案第82号 令和5年度大槌町介護保険特別会計補正予算(第3号) を定めることについて

日程第21 議案第83号 令和5年度大槌町水道事業会計補正予算(第2号)を定めることについて

○議長(小松則明君) 日程第4、報告第14号損害賠償額の専決処分の報告についてから、 日程第21、議案第83号令和5年度大槌町水道事業会計補正予算(第2号)を定めること についてまで、18件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総 務課長。

○参事兼総務課長(藤原 淳君) 令和5年12月大槌町議会定例会における報告1件、議 案17件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

報告第14号損害賠償額の専決処分の報告については、学校の授業でソフトボール投げ の練習中に、相手方車両にボールが当たり損害を及ぼしたことに係る損害賠償額の専決 処分の報告であります。

議案第67号大槌町空家等対策の推進に関する条例の制定については、「空家等対策の 推進に関する特別措置法」に基づき、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進 するため必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び空き家等の活用の促進を 図るために制定しようとするものであります。

議案第68号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、令和5年の岩手県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び期末勤勉手当の支給割合の改定並びに令和6年度の組織改編に係る役職の新設に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第69号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例については、諸般の情勢に鑑み、大槌町議会の議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

議案第70号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例については、諸般の情勢に鑑み、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

議案第71号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に

ついては、令和5年の岩手県人事委員会の勧告に鑑み、任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

議案第72号大槌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、令和5年の岩手県人事委員会の勧告に鑑み、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定し、及び会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため改定しようとするものであります。

議案第73号大槌町新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊 勤務手当の支給に関する条例を廃止する条例については、感染症の予防及び感染症患者 に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の位置づけが変更された ことに伴い、当該条例を廃止しようとするものであります。

議案第74号大槌町課室設置条例の一部を改正する条例については、こども家庭センターの設置等に伴い、健康福祉課を2課体制に再編することで適切な事務分掌と人員配置を行い、住民サービスの向上を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第75号大槌町町税条例の一部を改正する条例については、全世代型対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が令和5年7月20日にそれぞれ公布され、これに伴い地方税法及び地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税について、国民健康保険被保険者の産前産後に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額する制度が創設されたため、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第76号大槌町手数料条例の一部を改正する条例については、「戸籍法の一部を改正する法律」附則第1条第5号に掲げる規定の施行等に伴う、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案第77号大槌町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)」等の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第78号大槌町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例については、「特定優

良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則」の改正に伴う所要の改正を行うもの。 また、管理開始後20年間を限度としていた家賃減額について、社会情勢等を鑑み、特に 必要と認める場合は、当該期間を経過後においても家賃減額を行うことができるよう所 要の改正を行おうとするものであります。

議案第79号大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例を廃止する条例については、大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業の完了に伴い、当該事業実施に係る条例を廃止しようとするものであります。

議案第80号財産の処分については、東日本大震災復興特別区域法に基づき、東日本大 震災津波により建設した災害公営住宅を譲渡するものであります。

議案第81号から議案第83号までは各会計の補正予算であります。

議案第81号令和5年度大槌町一般会計補正予算(第7号)を定めることについては、 令和5年岩手県人事委員会勧告に伴う人件費の補正、低所得世帯支援給付金の計上に伴い増額補正をしようとするものであり、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ5億9,338万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ121億4,164万2,000円とするものであります。

第2条は繰越明許費2件、第3条は債務負担行為補正追加2件、第4条は地方債補正変更1件であります。

議案第82号令和5年度大槌町介護保険特別会計補正予算(第3号)を定めることについては、介護制度改定に伴うシステム改修の計上等に伴い増額補正しようとするものであり、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ191万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ16億9,517万4,000円とするものであります。

議案第83号令和5年度大槌町水道事業会計補正予算(第2号)を定めることについては、岩手県人事委員会勧告に伴う人件費の補正、排水施設の整備事業に係る企業債等の計上に伴い、増額補正しようとするものであります。

収益的収入及び支出において、既定の支出予定額に89万7,000円を増額し、予定額総額を3億6,076万8,000円とするものであります。

資本的収入及び支出においては、既定の収入予定額に8,145万7,000円を増額し、予定額総額を2億1,414万8,000円に、また既定の支出予定額に8,160万円を増額し、予定額総額を3億1,979万6,000円とするものであります。

第4条では企業債の変更であります。

以上、一括で提案理由を申し上げました。御審議の上、よろしくお願い申し上げます。 ○議長(小松則明君) 以上をもって当局からの説明は終わりました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日9日から11日までは議案思考のため休会とし、12日火曜日は午前10時より再開いたします。

本日は大変御苦労さまでございました。

散 会 午前10時36分